

◎矯正医官の兼業及び勤務時間の特例

等に関する法律

(平成二十七年九月二日法律第六二号)

一、提案理由(平成二十七年四月二四日・参議院法務委員会)

○国務大臣(上川陽子君) 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

矯正施設に勤務する矯正医官は、矯正施設において、被收容者に対して診療等の医療措置を行うのみならず、自傷他害のおそれのある被收容者を保護室に收容した場合にその健康状態について意見を述べることなど、重要な職責を有しております。

しかし、矯正医官は、矯正施設内で医療業務を行うのみではその能力を維持向上させることが困難であることなどを原因として欠員が続き、現在、定員の二割以上の欠員を抱え、医師不在の矯正施設も相当数に上るといふ危機的な状況にあります。

この法律案は、このような状況を踏まえて、矯正医官について、その能力の維持向上の機会の付与等を図り、人材を継続的

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

かつ安定的に確保するため、矯正医官の兼業についての国家公務員法の特例等を設けるものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、矯正医官の職務である矯正施設に收容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めること、及び勤務条件の改善等矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めることを国の責務として規定することとしております。

第二は、矯正施設の外の病院又は診療所等において診療を行う兼業について、正規の勤務時間において行う場合や報酬を得る場合であっても法務大臣の承認によって行うことができることとし、このための国家公務員法上の特例を設けるものであります。

第三は、いわゆるフレックスタイム制を矯正医官に適用することとするものであります。法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、公務の能力の向上に資すると認められる場合には、矯正医官の申告を経て、四週間ごとの期間につき勤務時間を割り振ることができることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう

お願いいたします。

二、参議院法務委員長報告(平成二七年四月一七日)

○魚住裕一郎君、ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、矯正医官の人材確保のため任期付採用を活用する必要性、フレックスタイム制の導入等による矯正医官の通常業務への影響、女性医師や産婦人科医を矯正医官として積極的に登用していく必要性、地域医療との連携強化の必要性、矯正医官修学資金貸与制度と他の奨学金制度との比較、矯正施設における医療の提供体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二七年四月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 矯正施設における適切な医療の提供は、被收容者の身柄を強制的に拘禁している国の責務であることに鑑み、矯正医官の減少により医療の提供が危機的な状況にある現状を重く受け止め、関係機関との連携を更に強化し、常勤の矯正医官の確保に万全を期すとともに、医療の提供体制の在り方について今後も検討を進め、一層の改善を図ること。

二 矯正医官には原則として当直勤務がないことなどに加え、本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られ、女性医師にとつて、家庭と仕事の両立がしやすい勤務環境が整備されることを受け、女性医師の矯正医官への積極的な登用を進めるとともに、物的設備面においても、女性医師が矯正医官として勤務しやすい環境整備を進めること。

三 矯正医官の兼業の許可の特例については、医師が医療を通じて地域社会における公衆衛生の向上等に協力し、国民の健康な生活を確保するという公共的な使命を負う者であり、また、他の医療機関等において医療行為等を行うことが医療知

識・技術の維持・向上にも資するということから兼業を広く認めるという本法の趣旨を踏まえ、これにより矯正医官の職務遂行に不都合が生じることのないよう、適正な運用に努めること。

四 本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られた矯正医官のほか、国家公務員及びそれに準ずる身分で医療職に従事する医師の待遇改善についても、検討すること。
右決議する。

三、衆議院法務委員長報告(平成二十七年八月二十七日)

○奥野信亮君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、矯正医官の欠員が危機的な状況にあることを踏まえ、人材を継続的かつ安定的に確保することを目的とするものであります。

その内容は、矯正医官について、能力を維持向上する機会を付与するため、兼業についての国家公務員法の特例を設けるとともに、いわゆるフレックスタイム制を適用するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る八月二十日本委員会

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

に付託され、翌二十一日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十六日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年八月二十六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 矯正施設における適切な医療の提供は、被收容者の身柄を強制的に拘禁している国の責務であることに鑑み、矯正医官の減少により医療の提供が危機的な状況にある現状を重く受け止め、関係機関との連携を更に強化し、常勤の矯正医官の確保に万全を期すとともに、医療の提供体制の在り方について今後も検討を進め、一層の改善を図ること。

二 矯正医官には原則として当直勤務がないことなどに加え、本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られ、男女ともに家庭と仕事の両立がしやすい勤務環境が整備されることを受け、多様な人材の矯正医官への積極的な登用を進めると。

三 国の責務として、矯正医官の勤務条件の改善等の措置を講

ずるよう努めなければならないこととされていることに鑑み、矯正医官が誇りを持って職務を果たすことができるような執務環境や女性医師が勤務しやすい環境等の整備に努めること。

四 本法による兼業許可の特例の趣旨が医療を通じた地域社会への貢献及び医療知識・技術の維持・向上にあることを踏まえつつ、矯正医官の兼業によりその職務に不都合が生じることのないよう、兼業許可の適正な運用・管理に努めること。

五 診療所の管理には常勤医師が必要とされることを踏まえ、本法による兼業許可の特例について、内閣官房令・法務省令で矯正施設における勤務時間に基準が設けられることにより、診療所である矯正施設において医療の円滑な提供に支障が生じることのないよう、柔軟な対応に努めること。

六 本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られた矯正医官のほか、国家公務員及びそれに準ずる身分で医療職に従事する医師の待遇改善についても、検討すること。